つがる西北五広域連合かなぎ病院

「食堂・売店」運営事業者に関する仕様書

（総則）

第１条　本仕様書は、つがる西北五広域連合かなぎ病院（以下、「病院」という。）が設置する「食堂・売店」に係り、運営事業者（以下、「事業者」という。）がその運営にあたり、病院が必要とする条件を定めるものである。事業者が当該「食堂・売店」を運営する際は、本仕様書に記載された内容をすべて満たさなければならない。また、運営の際に交付される行政財産使用許可書等に特段の記載が無い事項については、「つがる西北五広域連合かなぎ病院「食堂・売店」運営事業者募集要項」（以下、「募集要項」という。）及び本仕様書の記載事項をもって行政財産使用許可条件とする。

（事業者の施設使用形態）

第２条　事業者は、運営予定事業者として決定後、「食堂・売店」の運営において使用する場所について、地方自治法第２３８条の４第７項の規定に基づき、つがる西北五広域連合病院事業財産の目的外使用許可申請を行い、行政財産の使用許可（以下、「使用許可」という。）を受けて使用する。

２　病院は、使用許可以外の委託契約・保証等の手続きは行わない。

（使用物件）

第３条　使用物件は次のとおりとする。

①　食堂の事業内容

ア　設置場所 １階（外来食堂及び厨房）

イ　食堂面積　　５０．４６㎡（厨房16.82㎡、食堂33.64㎡）

　　②　売店の事業内容

　　　ア　設置場所１階

　　　イ　売店面積　　２９．０９㎡（売り場面積16.82㎡、倉庫8.4㎡、自動販売機

4台分計3.87㎡）

（使用許可期間）

第４条　使用許可期間は、令和５年８月１日から令和８年７月３１日までの３年間とする。

（使用料）

第５条　使用料は次の各号に掲げるとおりとする。

　（１）使用料は、事業者が提出した入札書に記載した金額をもって使用料とする。

　（２）使用料は病院が別途発行する請求書により、納入期限までに納入しなければならない。

（３）病院は、当病院が使用物件を必要とするときを除き、既納の使用料は還付しない。

（４）開店にかかる工事期間及び使用許可終了時の「食堂・売店」の撤去等に要する期間については使用許可期間に含む。

（保証金）

第６条　保証金については次の各号に掲げるとおりとする。

（１）保証金は、使用料（月額）の３か月分とし、事業者は、病院が別途発行する請求書により、納入期限までに納入しなければならない。

（２）保証金は使用料等の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、本使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

（３）前項の充当により保証金に不足が生じたとき又は他の事由による充当で不足額がある場合は、病院は事業者に対して請求書を発行し、事業者は病院の指定した期限までにこれを追納しなければならない。追納が遅延した場合は、第７条の規定を準用する。

（４）保証金は、使用許可期間満了の場合、第１３条第２項の規定による事業者の原状回復を確認した後、これを還付する。また、病院の督促にもかかわらず事業者が原状回復を実施しない場合、病院が実施し要した費用を保証金から充当し、その残額を事業者に還付するものとする。

（５）第１２条 使用許可の取消又は変更（１）により使用許可を取消した場合、保証金は営業補償に充当するため還付しない。

（６）保証金には利息は付さない。

　（経費の負担）

第７条　経費の負担については次のとおりとする。

（１）使用場所の維持保存のため通常必要とする経費のほか、清掃、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、営業にかかるすべての経費は事業者の負担とする。

（２）本営業にかかる電気料金等の光熱水費は、病院が、別途発行する請求書により、納入期限までに納入しなければならない。また、その際の光熱水費は個別の計量器と当病院全体の使用量から使用料を算出した額とする。

（３）事業者は、「食堂・売店」の開店及び撤去等にかかる工事を速やかに行い、工事内容及び工事日程等を事前に工事計画書等により、病院へ提出し承認を得ること。

（使用条件等）

第８条　使用条件等については次のとおりとする。

（１）営業日及び営業時間

　　　①　食堂

ア　営業日は、土曜、日曜、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１

　７８号）に規定する休日及び年末年始を除く平日を基本とするが、営業日を変更する場合は、事業者と病院が協議のうえ変更するものとする。

イ　営業時間は、午前１１時００分から午後２時００分までを基本とするが、営業時間を変更する場合は、事業者と病院が協議のうえ変更するものとする。

　　　②　売店

ア　営業日は、土曜、日曜、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１

　７８号）に規定する休日及び年末年始を除く平日を基本とするが、営業日

を変更する場合は、事業者と病院が協議のうえ変更するものとする。

イ　営業時間は、午前８時００分から午後４時００分までを基本とするが、営

業時間を変更する場合は、事業者と病院が協議のうえ変更するものとする。

（２）営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出については、すべて事業者の負担で行うこと。

（３）「食堂・売店」の設置、改修等

　　　病院の設備備品以外で、必要となる設備備品については事業者が用意し事業者の責により使用すること。

(４)　商品価格の設定

①　「食堂・売店」利用者の増大を図るため、より高い品質を保持したうえ、より低価格で供給できるよう努めなければならない。

②　販売品目等は、病院の要望に対応できる商品構成とすること。但し、アルコール類等、病院が療養に適さないと判断するものについては販売を禁止する。

③　商品の仕入れ管理については、安全性等信頼できる業者より仕入れること。なお、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。取扱商品は、消費期限を遵守すること。また、商品の安全管理には十分に配慮し、現場管理責任を明確にすること。

(５)　衛生管理

月に一度、自主的に食品細菌検査を実施する等、事故防止に努めること。商品搬入者の衛生教育を徹底し、現場従事者に対しては、定期的に健康診断を実施すること。

(６)　全面禁煙

病院施設内は終日禁煙のため、全面禁煙とすること。

(７)　張り紙、看板等の掲示

張り紙、看板等の掲示は、病院の許可を受けること。

(８)　廃棄物の回収

廃棄物の回収については、事業者の負担により責任をもって行うこと。また、環境問題に配慮して適正に実施するため、常に廃棄量を把握し、廃棄物の発生を抑制すると共に、再資源化を促進するよう努めなければならない。

(９)　緊急時の対応

事故・犯罪等又は事故犯罪に準じる事態が発生した場合は、患者や来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。また、事業者は、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、病院に書面で報告すること。

なお、事業者は、営業時間内外における事故発生時の連絡網等を書面にて、予め病院へ届けておくこと。

大規模災害時には、管理する区域にある商品を病院患者等へ提供するなどの支援に協力すること。

　（使用上の制限）

第９条 使用物件は、次の事項を遵守しなければならない。

(１)　使用物件は、最善の注意をもって維持保存しなければならない。

(２)　事業者は、使用物件を「食堂・売店」の営業以外の用途に供してはならない。

（第三者の使用禁止）

第１０条 事業者は、使用物件を他の者に使用させてはならない。

　（使用許可の取消し又は変更）

第１１条 使用許可の取消又は変更については、次の各号に記載する事項を遵守しなければならない。

(１)　使用許可期間中において、事業者が、使用許可書及び募集要項、本仕様書の記載事項に反していることが判明した場合は、病院は即刻使用許可を取消す。

(２)　病院において使用物件を必要とするとき又は病院の運営方針に基づき変更の必　要が発生したときは、病院は事業者に対して使用許可の変更をすることができる。

なお、事業者は、前各号による当該取消又は変更によって生じた損失の補償を病院に請求することはできない。

　（貸付物件の返還）

第１２条 貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約を解除した場合は、事業者は貸付物件を病院の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して病院に返還しなければならない。ただし、病院において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。また、事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、病院がこれを行って、その費用を事業者の負担とすることができる。この場合、事業者は病院に対して何等異議を申し立てることはできない。

（既存の設備及び備品等）

第１３条 現行の事業者が設置している設備及び備品等については、現行の事業者が撤去のうえ原状回復することが原則であるが、新たな事業者がそれを継続して使用することを希望する場合、新・旧事業者間において、資産の引継ぎ及び費用負担等について十分に協議を実施したうえで継続使用することを病院は妨げない。また、その際、病院は協議に一切関与しないものとする。

　（損害賠償）

第１４条 損害賠償については次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　事業者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として病院に支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

(２)　前項に定める場合のほか、事業者は、本仕様書及び使用許可書に定める義務を履行しないため病院に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として病院に支払わなければならない。

　（有益費等の請求権の放棄）

第１５条 事業者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の費用及びその他の費用を病院に請求しないものとする。

　（実地調査等）

第１６条 病院は、使用物件について随時に実地調査し、又は事業者に所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができる。

　（運営上の注意事項）

第１７条 運営上の注意事項は次のとおりとする。

(１)　施設、設備等の清潔な管理に努めること。

(２)　事業者は、本営業中に発生した食中毒や接客上のトラブル等の事故が発生したときは、一切の責任を負うものとする。また、速やかに病院に文書で報告するものとする。

(３)　良質な商品及び優良なサービスの提供ができるよう、誠意を持って業務を遂行すること。

(４)　火災・盗難の防止に努め、その予防に留意すること。

（権利侵害）

第１８条　本営業の運営において、第三者の有する権利を侵害してはならない。

　（個人情報）

第１９条　事業所又は事業者の関係者は、病院内で知り得た患者等に関する一切の情報は第三者に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

２　秘密の保持義務は、この使用許可期間終了後も継続するものとする。

　（保険）

第２０条　事業者は、火災保険及び借家人賠償保険に加入すること。

２　保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものの写しを病院へ提出すること。

　（その他）

第２１条 その他必要な仕様書に記載のない事項については、病院と事業者が協議のうえ決定するものとする。